

商品販売等の取扱いに関する要領

福島県授産事業振興会ホームページ運営要綱第7条の商品販売等の取扱いに関する要領は、次のとおり定める。

1 販売商品の掲載

- (1) ホームページに掲載する商品は、手工芸品（A）、縫製品（B）、皮革製品（C）、木工製品（D）、陶器（E）、食品（F）とする。
- (2) 商品は、継続して生産を続ける商品とする。
- (3) 商品は、生産物賠償責任保険に加入しているものとする。
- (4) 商品を掲載するにあたっては、「商品掲載申込書」（様式2、様式2-1）及び商品の写真（デジタルカメラで撮影したデータ）を提出するものとする。

2 掲載商品の数量

掲載する商品は、原則として1会員10点以内とする。

3 商品の掲載内容の変更等

- (1) 掲載してある商品の更新及び追加は、原則として毎年2月、5月、8月、11月の年4回とし、各月の25日までに「商品掲載申込書」（様式2、様式2-1）を提出するものとする。
 - ① 商品番号と商品名以外の項目を変える場合は更新とする。（特に価格の変更）
 - ② 10点の範囲内で掲載する商品を増やす場合は追加とする。
- (2) 掲載してある商品を解除する場合は、「商品掲載解除依頼書」（様式4）を提出するものとする。

3 商品の受注・発送

- (1) 商品の受注は、メール、FAX、郵送とする。
- (2) メールは、振興会及びネット会員に送信されるが、振興会は販売実績を把握するものとし、受注はネット会員が対応するものとする。
- (3) FAXまたは郵送による受注は振興会が対応し、次の処理を行うものとする。
 - ① 振興会は、「注文書」をネット会員に転送し、商品の発送を依頼する。
 - ② ネット会員は、注文書により受注を対応する。

4 その他

- (1) 商品の返品・交換については、ネット会員が誠意をもって対応する。
- (2) 高額商品の送料サービス等購入者の特典、その他購入者に有利な情報については、ネット会員がホームページの商品紹介のページに掲載して周知を図ることができる。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日一部改正し、同日から施行する。